

### 住宅ローン控除 Q&A

**Q** 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

**A** 「住民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

**Q** 「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

**A** 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

**Q** 「平成19年以降に入居した場合は？」

**A** 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。  
〔従来の方式〕と〔控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）〕の選択制をとる特例が創設されています。

### 住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

| 税源移譲前 |          |         |         | 税源移譲後    |         |  |  |
|-------|----------|---------|---------|----------|---------|--|--|
| 税額    | 住宅ローン控除額 | 負担額     | 税額      | 住宅ローン控除額 | 負担額     |  |  |
| 所得税   | 263,000  | 0       | 165,500 | 165,500  | 0       |  |  |
| 住民税   | 196,000  | 196,000 | 293,500 | 0        | 293,500 |  |  |
| 合計    | 459,000  | 263,000 | 459,000 | 263,000  | 196,000 |  |  |

申告しないと… 申告すれば…

控除額が減少し、負担が増加する。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

### 地震保険料控除額

| 区分         | 支払保険料額             | 控除額                           |
|------------|--------------------|-------------------------------|
| ① 地震保険料    | 所得税 50,000円以下      | 保険料の全額                        |
|            | 50,000円超           | 50,000円                       |
| 住民税        | 50,000円以下          | 保険料の1/2                       |
|            | 50,000円超           | 25,000円                       |
| ② 旧長期損害保険料 | 所得税 10,000円以下      | 保険料の全額                        |
|            | 10,000円超 20,000円以下 | 保険料の1/2 + 5,000円              |
|            | 20,000円超           | 15,000円                       |
| 住民税        | 5,000円以下           | 保険料の全額                        |
|            | 5,000円超 15,000円以下  | 保険料の1/2 + 2,500円              |
|            | 15,000円超           | 10,000円                       |
| ①と②がある場合   | 所得税                | ①と②それぞれの方法で計算した合計額(最高50,000円) |
|            | 住民税                | ①と②それぞれの方法で計算した合計額(最高25,000円) |

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の対象となる一つの保険契約は、いずれか一つの控除しか受けられません。

これまで、損害保険料の一部として所得控除の対象となっていました。が、地震保険は火災保険の附帯契約でないと加入はできず、損害保険料控除の限度額も低く設定されていたため、火災保険料のみで控除限度額を超えてしまうことになっていました。そこで、地震災害に対する備えを支援することを目的に、損害保険料控除の制度を改め、新しく「地震保険料控除」が創設されました。

これに伴い、従来の損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)の保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。

問い合わせ  
企画総務部 税務課 市民税係  
TEL 23-1124

## 「地震保険料控除」が新設されました

# 住民税のしくみが変わりました

## 申告により、住民税が減額されます

**申告が必要です!**

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

控除しきれなかった分は、住民税から控除されます

しきれなかったが、税源移譲により、所得税額から控除しきれない住宅ローン控除額が増加した人

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除できます。

### ■対象

次の①、②のいずれかの要件を満たす人

① 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった人

② 住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかった人

■申告について

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申請書」を提出してください。

・確定申告をする人  
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

・確定申告をしない人  
源泉徴収票を添付して市区町村へ提出

※平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

